

ほほえみ



第52号(平成29年12月)
発行: 小山市教育委員会

△私たちの身の回りにはさまざまな人権問題があることをご存じですか。

女性 / 子ども / 高齢者 / 障がい者 / 同和問題 / 外国人

HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者

犯罪被害者とその家族 / インターネットによる人権問題

災害に伴う人権問題 / アイヌの人々 / 刑を終えて出所した人

性的指向・性同一性障がい者(LGBT)に関する人権問題

ホームレス等生活困窮者に関する人権問題

北朝鮮当局による拉致問題

* 出典: 栃木県教育委員会『人権教育推進の手引』平成29年4月発行

△昨年(平成28年)は、下記の法律が施行されました～人権問題解決のための取組～

女性→女性の職業における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)
子ども→児童福祉法の一部改正

※適切な養育、健やかな成長・発達、自立の保証などを付加
障がい者→障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)
同和問題→部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)
外国人→本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律(ハイトスピーチ解消法)
さらに一昨年には、文部科学省から『性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について』が発出されています。近年、人権問題の中で「性的指向・性同一性障がい者(LGBT)に関する人権問題」に関連する内容が取り上げられることが多くなってきました。今日は、このことについて考えてみたいと思います。

性的指向・性同一性障がい者(LGBT)=性的マイノリティ(少数者)に関する人権問題を考える

*参考資料: 法務省人権擁護局「人権の擁護」平成28年度版、栃木県教育委員会「誰もが自分らしく生きるために」

△性的指向とは?

性的指向(セクシュアル オリエンテーション)とは、人の恋愛・性愛が異性、同性、両性のどの対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)などを指します。法務省の人権擁護機関では、性的指向を理由とする偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談、調査、救済活動に取り組んでいます。

△性自認と性同一性障がいとは?

性自認(ジェンダー アイデンティティ)とは、「自分の性をどう捉えているか=心の性」をいいます。違和感がない人(シスジェンダー)もいれば、違和感がある人(トランスジェンダー)もあります。また、性自認がはっきりしない人(クエスチョニング=問性愛)もいます。また、性同一性障がいとは、生物学的な性(体の性)と性の自己意識(心の性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいいます。平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性的マイノリティの人権尊重のための法整備も進んできています。わたしたちの正しい理解と鋭い人権感覚で、人権問題を解消ていきましょう。

△LGBTとは?

L→レズビアン=女性同性愛者
G→ゲイ=男性同性愛者

B→バイセクシュアル=両性愛者→男性も女性も恋愛対象となる
T→トランスジェンダー=体の性と心の性とが一致しない者

*一定の医学的基準に当てはまる場合、「性同一性障がい」との診断名で表現される。

*アメリカ精神医学界が定めたガイドラインでは2013年から「性的違和」に変更された。

*性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を取って「SOGI」という表現もある。

◆性的マイノリティの子どもたち

性的マイノリティの子どもが抱える悩みや不安には、次のようなものがあります

●自分を受け入れられない

自分が性的マイノリティであることに気づいても、それを受け入れられない。
・「誰にも理解してもらえない」・「異常だと思われないだろうか」
・「親を悲しませたくない」

●自分を出せない

本当の自分を隠し、非難されないように「ふつう」の人として、振る舞ってしまう。

●自分の将来をイメージできない

性的マイノリティの大人の生き方が見えにくいため、自分の将来をイメージできず、漠然とした不安を抱く。
・「自分はどう生きていけばいいのか?将来が思い描けない」
・「なりたい職業に就けるのだろうか?」
・「一人で生きていくことになるのだろうか?」など

●日常生活 자체が難しい

・「制服を着るのが嫌」・「トイレに行きにくい」
・「学校に行きたくない」・「周囲の目が気になる」
・「性的マイノリティをネタにした冗談や冷やかしがつらい」
・「相談したくても相談できない、カミングアウト(公表や表明すること)もできない」など



◆大人には見えにくい、性的マイノリティの子どもたち

政府は、平成24年『自殺総合対策大綱』の中で、「自殺念慮の割合等が高いとされている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因と捉え」とし、平成27年には、文部科学省から『性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について』が発出されました。性的マイノリティの子どもは、そうでない子どもに比べ、自己肯定感や自尊感情が低く、自分自身に嫌悪感をもったり自殺を考えたりする割合が高いとの報告もあります。民間の調査機関が成人約7万人を対象に行った調査によれば、性的マイノリティに該当する人は、7.6%(13人に1人の割合)*1とあります。とすれば、性的マイノリティの子どもは身近に存在するといえます。教育機関だけでなく社会全体で性的マイノリティへの理解を深め、悩み苦しむ子どもたちが安心して過ごせる環境を築く必要があります。

*1 出典: 平成27年4月に(株)電通が全国20~59歳の市民約7万人を対象に行った、「電通ダイバーシティ・ラボLGBT調査2015」より

◆性的マイノリティの子どもたちが安心して過ごせるようにするために!

①性の多様性について、正しい知識を身に付け、正しく理解しましょう。

②違いを認め合える雰囲気や環境をつくりましょう。

・性的マイノリティに関する軽率な言動に気を付ける。
・的に様々な人がいることを前提として言動に配慮する。
・性の多様性について正しい知識を伝える。
・差別したり、からかったりする言動を見逃さない。など



③もし、あなたが相談されたら・・・

・悩みや不安な気持ちに共感しながら、話をよく聴きましょう。
・「どうして欲しいのか」「何を求めているのか」は子どもによって違います。結論を急がず、本人の気持ちに寄り添い、時間をかけて対応するとよいでしょう。

*ただし、カミングアウト(公表や表明)を強要することはやめましょう。